

公安委員会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	平成30年12月13日 給与厚生課

1 趣旨

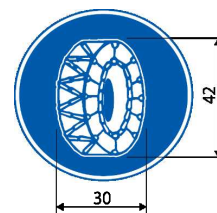
大雪時における道路交通の確保を図ること等を目的として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）の一部を改正するもの。

※ 本年11月1日に国土交通省で開催された第4回冬期道路交通確保対策検討委員会で、大雪時の道路交通の確保のために、タイヤチェーン未装着の車両の通行を制限すべき旨が示されたこと等を踏まえ、前記命令を改正するもの。

2 主な内容

(1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」を表示する規制標識の新設

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止することを表示する規制標識の様式等を新たに規定する。



(2) 可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定の改正

可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定中に、画像表示用装置により道路標識を表示する場合における背板の色等を追加する。

(3) 今後の予定

公布・施行 平成30年12月14日（金）

3 意見公募手続の実施結果

平成30年11月15日（木）から平成30年11月28日（水）まで意見公募手続を実施した結果、986件の意見が寄せられたが、それらを考慮した結果、原案を維持することとする。

4 その他

標識標示令の改正に伴い、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）を改正し、所要の規定を整備することとする。

※ 公布・施行 平成30年12月14日（金）

公安委員会 説明資料No. 3	平成31年度警察庁予算の 査定状況等について	平成30年12月13日
		会計課 総務課 人 事 課

現在、財政当局等において編成作業中の平成31年度予算のうち警察庁に係る部分の査定状況等は、以下のとおり。

1 平成31年度予算

	30年度予算額	31年度予算額	増△減額
一般会計	3,151億円	3,280億円	129億円 (4.1%)
人件費	1,080億円	1,074億円	△6億円 (△0.6%)
物件費	2,071億円	2,206億円	135億円 (6.5%)
交付税特会繰入れ	605億円	568億円	△37億円 (△6.1%)
その他	1,466億円	1,778億円	312億円 (21.3%)
東日本大震災復興特別会計	16億円	4億円	△12億円 (△75.0%)
合計	3,167億円	3,284億円	117億円 (3.7%)

(前年度予算額)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) テロ対策と緊急事態への対処 | 330億円 (126億円) |
| (2) サイバー空間の脅威への対処 | 22億円 (33億円) |
| (3) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 | 133億円 (117億円) |
| (4) 組織犯罪対策の推進 | 45億円 (46億円) |
| (5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 | 35億円 (34億円) |
| (6) 安全かつ快適な交通の確保 | 215億円 (199億円) |
| (7) 警察基盤の充実強化 | 196億円 (260億円) |
| ア 人的基盤の充実強化 (国家公務員の増員149人) | 10億円 (9 億円) |
| イ 装備資機材・警察施設の整備充実 | 186億円 (251億円) |

2 30年度補正予算 (第2号)

補正予算 (第2号) について、以下を要望 (600億円)

- (1) 防災・減災、国土強靱化 (545億円)
 - ・ 重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、特に緊急に (3年間集中で) 実施するものについて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を取りまとめ
 - ・ このうち、初年度の対策として速やかに着手すべき、「災害時の警察活動に必要な資機材等の整備」及び「警察情報通信基盤の整備」
- (2) その他喫緊の課題への対応 (55億円)
 - 「テロへの対処を含む現場執行力の強化」及び「災害復旧経費」

3 組織改正

警備運用部の設置、中国管区警察局及び四国管区警察局の統合等

4 今後の予定

12月17日 大臣折衝

12月21日 閣議 (31年度当初予算及び30年度補正予算)

公安委員会 説明資料No. 4	第6回日越治安当局次官級協議の 開催結果について	平成30年12月13日 国際課
<p>1 経緯</p> <p>平成25年1月の日越首脳会談において、ズン首相（当時）からベトナム公安省と警察庁との間の次官級協議の開催について提案。これを受け、同年11月に第1回協議（於：ハノイ）を実施し、以降、毎年両国において交互に開催。日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。</p> <p>2 日程及び開催場所</p> <p>平成30年12月5日（水） 東京都内</p> <p>3 出席者（代表）</p> <p>日本側：松本警察庁次長 ベトナム側：タイン公安省副大臣</p> <p>4 協議の概要</p> <p>(1) 議題</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国際捜査協力○ 国際テロ対策 <p>(2) 協議結果</p> <ul style="list-style-type: none">○ 協議テーマに関する情勢、施策、今後の取組等について議論。○ 今後も、双方が関心を有する分野における情報交換等を活発に行い、協力を推進することで一致。 <p>5 次回の開催</p> <p>第7回協議は、ベトナムにおいて開催予定。</p>		

1 経緯

福岡県及び山口県の各公安委員会は、平成24年12月27日、指定暴力団五代目工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、その後、当該指定の期限を5回延長したところ、本年12月26日に当該期限が満了することから、今般、更に当該期限を延長するもの。

2 特定危険指定暴力団等の指定の期限延長

(1) 指定の期限延長に係る指定暴力団

五代目工藤會

(2) 延長する期間

1年間（平成30年12月27日から平成31年12月26日まで）

(3) 警戒区域

- 福岡県：北九州市、福岡市、行橋市、豊前市、中間市、春日市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、京都郡及び築上郡
- 山口県：下関市、山口市及び防府市
 - ※ 島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。

3 今後の方針

本制度を効果的に活用するとともに、未解決凶悪事件の捜査を徹底するなどして、工藤會の壊滅に向けた取組を更に強力に推進する。

※ 特定危険指定暴力団等の指定の主な効果

○ 暴力的要求行為等の直罰化

特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が、警戒区域内において暴力的要求行為を行うなどした場合、行政命令を発出することなく検挙することが可能となる。

○ 事務所使用制限命令の発出

警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、多数の指定暴力団員の集合の用に供されているなどの一定の要件を満たした場合、事務所使用制限命令を発出することができる。